

# 建築関係訴訟における証拠書類の重要性

1120290 宇賀 文哉

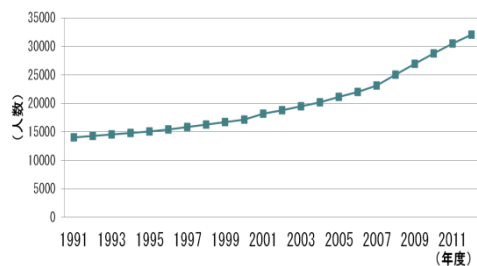
高知工科大学 工学部 社会システム工学科 島研究室

これから日本はアメリカと同じように訴訟社会に年々向かってゆくと考える。訴訟の数は増加し、この事は建築業界にも広がってゆく。建設訴訟における現状の問題点というものは、主に審理時間の長期化や件数の増加などがある。本研究は建設訴訟の件数や長期化の問題についてどうすれば訴訟を減らす事ができるのか。また訴訟が起きてしまった場合にどうすればスムーズに審理を進めていく事ができるのかを調査、分析、考察したものである。

**Key words:** 建築関係訴訟 証拠書類 訴訟社会 審理時間

## 1. 背景として

図 1-1 日本の弁護士数の推移



このように現在弁護士の数が増え続けていて日本はいずれアメリカのような訴訟社会になる事が予想される。

ではなぜアメリカが訴訟社会といわれるのは「事後調整型」という社会で、訴訟が起こるまで事前の根回しや規制、調整は一切しないで自由競争にまかせて問題が起きた時に初めて訴訟して司法の判断にまかせるといった社会傾向がある。逆に日本は「事前調整型」と呼ばれる社会であらかじめ根回しや方向性を決めておいて後で利害の争いごとが起きないようにしておくことであり、また規制や行政指導であらかじめ違法行為が発生しないようにしておくような社会傾向がある。これは日本人特有の和と平等の精神が生んだ弱者を作らないための調整法である。現代の日本はアメリカのような事前調整型の社会から事後調整型へ司法制度改革推進計画（H14 閣議

決定）によって変わってきた。<sup>2)</sup> この事によって様々な訴訟が増加している。

このような事をふまえて、これからは日本もアメリカと同じく訴訟社会になってゆくと考える。そしてこの事は建設業界にも広がってゆくと考えられる。

## 2. 現状の問題と研究の目的

### 2.1 現状の問題

現在起きている建設訴訟の問題点は、審理時間の長期化と件数の増加といえる。審理時間の長期化について要因となるものは、瑕疵の争点の多さや専門的知識の不足、感情的対立<sup>1)</sup>などがあげられる。

### 2.2 研究の目的

本研究の目的は2.1でも述べたような問題点をどのようにすれば未然に防ぐ事ができるのか。また訴訟が起きてしまった場合にスムーズに審理を進めるために何が必要かを分析、考察するものである。

## 3. 研究の方法

過去の建築関係訴訟の判例から問題点を調査し改善点を分析する。

## 4. 分析及び考察

#### 4.1 分析 1

判例を分析していくなかで判例の中の被告抗弁の部分で「約束はしていない」「言った事はない」などという口述をよく目にした。

さらに今回分析した多くの判例では、しばしば、あらかじめ合意しておくべき事項をすべて網羅するような契約書が作成されておらず、また、施工に要する図面等の書類が十分に用意されていない例も見受けられた。書面が作成されていても、相手方が受領したことを確認できるような書類がない場合もある。こうした問題が今回多く見受けられた。

#### 4.2 分析 2

今回分析した判例から自分が重要だと考える証拠書類を項目にして、裁判所から求められて提出しなければならない証拠書類の有無について表にまとめた。

	判例 1		判例 2		判例 3		判例 4	
	原告 注文主	被告 請負主	原告 請負主	被告 注文主	原告 注文主	被告 請負主	原告 注文主	被告 請負主
契約書	○	○	△	△	△	△		x
設計図		x	○					△
仕様書		x	x					x
工程表						x		x
見積書		○	x			x		x
勝訴側	注文主		注文主		注文主		注文主	

このように建築関係訴訟は請負側が証拠書類を残してなくて敗訴するケースが多い事が分かった。

他にも約 300 件の建築関係訴訟について分析を行ったが請負主が十分に証拠を残している判例は見受けられなかった。

#### 4.3 判例を通しての考察

分析の結果から証拠を十分に残していれば訴訟が起こらない事が予想される。

証拠を残していなかったから判例が起きてしまう事や証拠があったらもっとスムーズに審理を進めることができ裁判費用もかからなかった判例や、また裁判の判決自体ひっく

り返す事ができた事例もあったと考えた。

証拠を残す事は当たり前だという人もいるだろうが、実際に多くの判例では証拠が無かったからこのような事が起きている。証拠は必ず残す事をすれば訴訟になる事は避けられる。またもし訴訟が起きてしまった場合においても訴える側また訴えられる側、関係なく有利な立場で審理を進める事ができる。どのような規模の工事でも必ず書面を持って契約をすること。さらにもし請負主注文主に限らず、誰かに何かを口頭で伝える時や伝えられた時はメモを残す、またはボイスレコーダーなどで録音しておくこと。こういう細かいところでも気を使って記録することが裁判において重要な証拠となる事がある。実際に判例の中でこのような事例は目にした。

## 5. 結論

(1) 訴訟が起きている事例は必要な書類がない場合や口約束が多い。

(2) 建築関係訴訟は請負側が証拠書類を残してなくて敗訴

するケースが多い。

(3) 十分に証拠があれば訴訟にならない事が予想される。

(4) 訴訟が起こる事を未然に防ぐ事やまた起こってしまった場合に審理をスムーズに進めるためには証拠書類が重要である。

## 6. 参考文献

1) 岡崎克彦：建築関係訴訟の現状と課題：建築コスト研究 5-10, 2010.

2) 河野真樹：「訴訟社会」を支える弁護士の本当の姿

<http://kounomaki.blog84.fc2.com/blog-entry-168.html>